

特定保健用食品における表示及び広告の問題について

1. 行政等の特定保健用食品（特保あるいはトクホ）の指導内容

(1)消費者庁 特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1346.pdf> より

3 表示

(1) 表示事項

記載については、次の点に留意すること。

ア 商品名

許可等申請書中の商品名どおりに表示すること。

イ 許可証票又は承認証票

内閣府令別記様式第 3 号による許可証票又は同別記様式第 6 号による承認証票を表示すること。

ただし、条件付き特定保健用食品にあつては、同別記様式第 4 号による許可証票又は同別記様式第 7 号による承認証票を表示すること。

ウ 許可等を受けた表示の内容

許可等を受けた表示の内容のとおり表示すること。

その際には、許可等を受けた表示の一部分のみの記載はしないこと。

9 許可後の取扱い

(5) 商品の表示及び広告

商品の保健の用途に係る表示及び広告については、全体として許可等を受けた表示の範囲内とすることとし、虚偽又は誇大な記載をすることがないようにすること。

なお、商品が販売される際には、当該商品の表示が、許可等申請書及び変更届と齟齬が無いか確認するとともに、当該商品の表示部分が分かる写真を消費者庁食品表示企画課へ送付すること。

10 監視指導

(4) 広告についても、許可等が行われた表示の範囲内とし、虚偽又は誇大な広告とならないよう指導すること。特に、条件付き特定保健用食品及び特定保健用食品（疾病リスク低減表示）の広告におけるキャッチフレーズにおいて、限定的な科学的根拠である旨の省略、疾病名のみ強調等を行う場合は、虚偽又は誇大な表示に該当し得る。

(2)消費者庁 特定保健用食品の表示に関する Q&A（事業者のみなさまへ）

www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin641.pdf より

Ⅲ-2 許可された保健の用途を強調する表示

(問3-3) 特定保健用食品について、許可された保健の用途を強調する表示を行うことは、虚偽・誇大表示となりますか。

(答)

特定保健用食品について、許可表示の内容を不当に改変するなどにより、許可された保健の用途を強調する表示を行うことは、許可表示から本来期待される効果を超える過大な効果があるかのような誤認を与えるとともに、このような過大な効果についても、特定保健用食品として国が許可しているかのような誤認を与えるものであり、国民の健康の保持増進等に重大な影響を与える虚偽・誇大表示として、健康増進法第32条の2に違反するおそれがあります。

例えば、「血圧が高めの方へ」という許可表示の食品について、「血圧を下げる」と表示することは、虚偽・誇大表示となるおそれがあります。このほか、虚偽・誇大表示となるおそれのある表示の例は、次の各間のとおりです。

(問3-4) 許可表示の一部のみを表示することはできますか。

(答)

1. 許可表示として許可された文言は、原則として一体として表示すべきであり、許可表示の一部のみを表示することは、表示内容によっては、許可を受けた保健の用途を超える効果についても、特定保健用食品として国が許可しているかのような誤認を与えるおそれがあります。

2. 例えば、以下のような場合には、虚偽・誇大表示となるおそれがあります。

例)

- ・ 「食後の中性脂肪の上昇を抑える」という許可表示は、食事により摂取された中性脂肪に対する機能を表示しているものであり、「食後」という文言を削って、「中性脂肪の上昇を抑える」という文言のみを表示すると、中性脂肪に対する機能が継続的にあるものと誤認を与えるおそれがあります。
- ・ 「本品は、コレステロールの吸収を抑える働きがある〇〇を含んでいるので、コレステロールが気になる方に適した食品です」という許可表示の食品について、単に「コレステロールの吸収を抑える」とだけ表示すると、当該食品自体の機能表示を許可しているものと誤認を与えるおそれがあります。

(問3-5) 試験結果やグラフを使用することはできますか。

(答)

1. 試験結果やグラフを使用する場合には、その形態によっては、許可を受けた保健の用途を超える効果についても、特定保健用食品として国が許可しているかのような誤認を与えるおそれがあります。

2. 例えば、以下のような場合には、虚偽・誇大表示となるおそれがあります。

例)

- ・ 出典や試験条件（対象者、人数、摂取方法等）を適切に表示しないもの
- ・ 極端なグラフのトリミング（スケール調整等）や、作為的なデータの抽出を行ったもの
- ・ グラフ内やその周辺に、試験内容と関係のない表示を行ったもの

- ・十分に試験全体の説明が行えないような短時間の TV コマーシャル等の広告における試験結果やグラフの使用 後略

(問 3-6) アンケートやモニター調査の結果、個人の感想等を使用することはできませんか。

(答)

1. アンケートやモニター調査の結果、個人の感想等を使用することは、その内容が、許可された保健の用途を超える効果があるかのような印象を消費者に与える場合には、虚偽・誇大表示となるおそれがあります。
2. 例えば、以下のような場合には、虚偽・誇大表示となるおそれがあります。

例)

- ・ アンケートやモニター調査の調査条件（質問内容、対象者、人数等）を適切に表示しないもの
 - ・ 特定の疾病を示し、予防・治癒効果があるような内容を記載したもの
 - ・ 医療関係者、大学教授など権威のある者による感想文や推薦文で、効果を保証するような内容を記載したもの
3. なお、上記のような虚偽・誇大表示のおそれがある場合には、「あくまでも個人の感想です」等の表示をしたとしても、直ちに、消費者の誤認を避けることができると判断できるものではありません。

Ⅲ-3 許可表示に係るその他の表示

(問 3-8) 特定保健用食品について、許可された内容と異なる摂取方法を表示することは、虚偽・誇大表示となりますか。

(答)

1. 特定保健用食品は、定められた摂取方法に従って摂取することにより、はじめて効果が期待できるものであり、表示許可に際し、個別の食品ごとに提出されたデータに基づいて、適切な摂取方法を確認し、容器包装への表示を義務付けています。
2. 略
3. 一方、容器包装以外への表示も含め、許可された内容と異なる摂取方法を表示することは、当該異なる摂取方法についても、特定保健用食品として国が許可しているかのような誤認を与えるおそれがあります。
例えば、「食事とともに一日一本」という摂取方法が定められた食品について、「一日一本をお好きな時間にお飲みください。」と表示することは、虚偽・誇大表示となるおそれがあります。

(3)東京都 食品衛生の窓 ご存知ですか？食品の栄養成分表示

特定保健用食品 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/hoei/hoei_014/hoei_014.html

特定保健用食品は、これらの表示が必要です。

1. 商品名
2. 許可証票又は承認証票
3. 許可等を受けた表示の内容
4. 栄養成分量及び熱量
5. 原材料の名称
6. 特定保健用食品である旨（条件付き特定保健用食品にあつては、条件付き特定保健用食品である旨）
7. 内容量
8. 摂取する上での注意事項
9. 1日当たりの摂取目安量
10. 1日の摂取目安量に含まれる当該栄養成分の当該栄養素等表示基準値に対する割合
食品に栄養素等表示基準値に対する割合の表示を行う場合は、こちらの**栄養素等表示基準値**を参考にしてください。
11. 摂取、調理又は保存の方法に関し、特に注意を必要とするものにあつては、その注意事項
12. 許可等を受けた者が製造者以外の者であるときは、その許可等を受けた者の営業所所在地及び氏名（法人にあつては、その名称）
13. 消費期限又は賞味期限、保存の方法、製造所所在地及び製造者の氏名
14. バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言



なお、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第1条第6項において、「特定保健用食品及び栄養機能食品(以下「保健機能食品」という。)以外の食品にあつては、**保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならないこと。**」と規定されています。

特定保健用食品の「**保健の効果等**」の表示は、国からの個別の許可によって認められたものです。その製品の表示だけでなく、**広告等においても、許可又は承認を受けた内容を逸脱した表示をすることは認められません。**

2. 特保の表示や広告の実態について

(1) 特定保健用食品の許可を受けた表示内容

- ・**体脂肪を減らすのを助ける**という場合、ケルセチン配糖体含有飲料では12週間連続飲用で体脂肪は、**290.8cm²→285.4cm²** 1.9%減
- ・**おなかの脂肪が低減**という場合、腹部全脂肪面積は**347.6cm²→338.3cm²** 2.7%減
- ・**食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加**という場合、最終的に**糞便中の脂肪排泄増加量はわずか(難消化性デキストリンによる脂肪排出:55g/日の脂肪を摂取した場合に飲料中に含まれる難消化性デキストリン5gによる排出増加量は、計算上摂取量の0.4%)**

統計的に有意な差が実用的に意味ある差とはいえるか

(2) 容器包装における表示の問題

特定保健用食品の許可表示内容と容器包装における表示は、新開発食品調査部会で検討した許可を受けた表示内容の文言に比べ、「許可等を受けた表示の一部分のみの記載はしないこと」と実施要領に記載のある言い切り型のキャッチフレーズがついたものがさまざまな特定保健用食品で増加している。

しかも、そのキャッチフレーズは**文字サイズも大きく、目立つ正面に表示されている**

(参考資料 7～8 ページの図参照)。

許可を受けた表示内容 とキャッチフレーズの例

- ・「本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、**体脂肪を減らすのを助けるので**、体脂肪が気になる方に適しています。」
→ 「**体脂肪を減らす**」
- ・「本品は、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させる難消化性デキストリン（食物繊維）の働きにより、食後の中性脂肪の上昇を抑制するので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、食後の中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちます。」
→ 「**食事の際に**」「**脂肪の吸収を抑える**」
→ 「**食事から摂取した**」「**脂肪の吸収を抑え**」「**排出を増加させる**」
- ・「本品は、コーヒーポリフェノール（クロロゲン酸類）を豊富に含み、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています。」
→ 「**脂肪を消費しやすくする**」
- ・「本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています。」
→ 「**脂肪を消費しやすくする**」

商品に説明表示があっても、文字数が多く、文字サイズが小さいほど消費者は読まないの
で、キャッチフレーズが独り歩きし、消費者に過大な期待を与えてしまう。

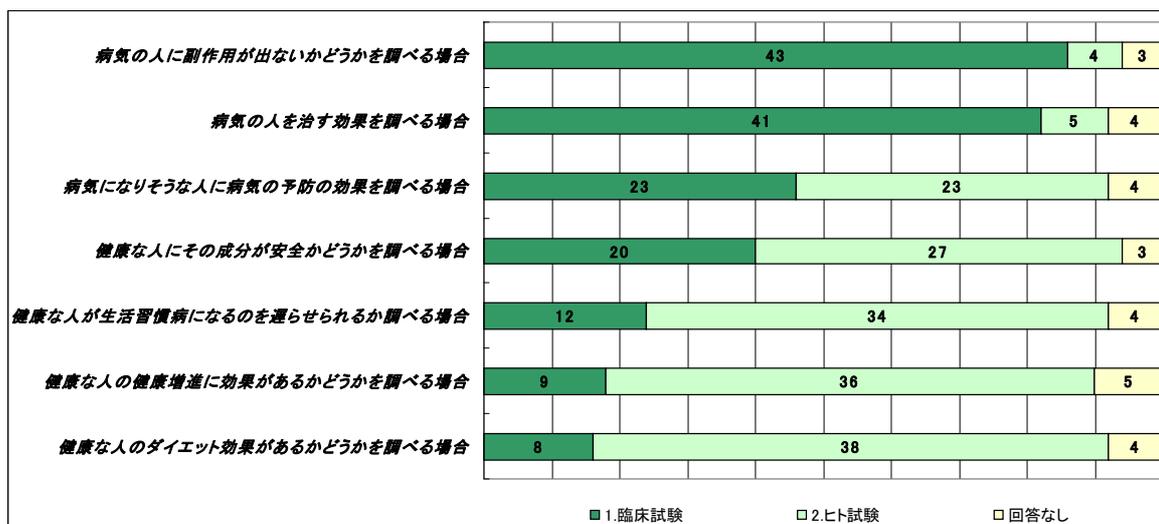
(3) 新聞、テレビやインターネット上における特定保健用食品の広告の問題

Q&A（問3～5）で誤認のおそれがあるとして、例に示されているように**出典や試験条件（対象者、人数、摂取方法等）を適切に表示しないものや極端なグラフのトリミング（スケール調整等）や、作為的なデータの抽出を行ったものがあつた**（参考資料9～10 ページ参照）。

論文には必ず記載される**被験者の身体的背景等の情報が乏しいグラフを広告へ記載するなども、利用すれば誰にも効果があるかのように誤認させる一因**となっている可能性がある。

(4) その他 食品の機能性表示に用いられる用語の扱いについて

特定保健用食品は、**医薬品や医薬部外品と異なり、病人は対象ではないので、ヒトを対象とした試験**について「**ヒト試験**」という文言を使っている。しかし、広告では「**臨床試験**」の文言が強調されており、**医薬品のように効果があると消費者に期待させるおそれがある**。なお、ある成分の人への影響をみるときのテストに使われる文言は臨床試験とヒト試験のどちらが良いかを一般消費者 50 人に聞いた結果は次ページのとおりである。



3.まとめ

健康は、特定保健用食品、栄養機能食品や機能性表示食品の表示すべき事項にある「**食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを**」で実現する健全な食生活と運動、休養を地道に続けることでもたらされる。

しかし、先に述べた容器包装の表示や広告の現状からみて、バランスの悪い食事をしていても特定保健用食品を利用すれば、効果的に解決できるようなイメージが作り上げられている。これでは、特定保健用食品も、摂りすぎた脂肪や糖質などをなかったことにしようとする安易な行動を増長させるに過ぎず、特定保健用食品の許可要件（1）の「食生活の改善が図られ、健康の維持増進に寄与することが期待できるもの」にはそぐわず、特定保健用食品としての存在意義はない。

特定保健用食品制度を継続させたいのであれば、まず手始めに、消費者庁の作成した特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領や特定保健用食品の表示に関する Q&A（事業者のみなさまへ）に記載されている消費者への誤認を与えるおそれがある旨の指摘に合わせて、**容器包装のキャッチフレーズを修正するとともに許可を受けた表示内容の文言等を改善し、特定保健用食品の限定的な効果が消費者に正しく伝わり、適切に利用されるようにすべきと考えられる。**

また、特定保健用食品の使用実態を詳細に調査し、関与成分の効果が実際にどの程度健康寿命の延長につながったかを検証し、存在意義の科学的根拠を示すべきであろう。

EU では、特定保健用食品の関与成分であっても、機能性表示の申請が却下される例があると聞く。メイドインジャパンの製品品質全体への不信を招かないためにも、海外で通用しない**関与成分の有効性については再審査**をし、国としてのお墨付きを撤回することも考えるべきであろう。

特定保健用食品制度の見直しに当たっては、消費者がセルフメディケーションを行う際に利用する商品という観点から、医薬品、医薬部外品、機能性表示食品、いわゆる健康食品の役割や位置付けとの違いを整理した上で、今後、求められる機能性のある商品はどういう位置づけにあるのかについて、十分な検討を期待したい。

（消費生活アナリスト 板倉 ゆか子）